

第7回接続委員会 議事概要

日時 平成22年1月12日(火) 11:00~11:30
場所 総務省共用801会議室(8F)
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
関口委員、藤原委員、森川委員
事務局 古市料金サービス課長、
(総務省) 村松料金サービス課企画官、
安東料金サービス課課長補佐、
山野料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

接続料規則の一部改正について(電気通信事業部会への報告書(案))

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書(案)を一部修正の上、次の電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

藤原委員：意見2の書きぶりを引用する形で、考え方2において「機密情報が他者に類推されることがないように」という表現があるが、法律上の用語との関係において「類推」という言葉があいまいに使われており、趣旨が分かりにくくなっている。考え方2においては、例えば「機密情報に関する取り扱いについて十分に配慮する」等の表現を検討していただきたい。

東海主査：「関係事業者等の経営上の機密情報に関する取り扱いについて十分に配慮する必要がある」という表現でよいのではないか。

事務局：了。

東海主査：LRICモデルが支持されてきた理由の一つは、入力値の選定に関して関係事業者参加型で研究会が行われる仕組みとなっていることと考えている。従来から入力値選定の根拠については、機密保持の確保に十分配慮することとし、事業者も了承して議論をしてきた。以上との兼ね合いで、考え方2の4行目に「検証がより一層可能となるような手法」とあるが、具体的にはどういうことか。

事務局：LRICモデルの入力値の選定については、関係事業者が参加して議論をしてきており、どういう求め方にするかといった方法論については、各関係事業者の合意が出来ている。他方、入力値の選定の元となる経営上のデータは機密情報であり、全て公開する訳にはいかないものではあるが、これまでも事業者から質問があった際には提案内容や選定過程について事務局から説明してきているところである。以上から、「検証がより一

層可能となるような手法」というのは、今後、より丁寧な説明の場を設けること等についても必要に応じて検討していくという趣旨である。

東海主査：趣旨了解。関係事業者間でより理解が得られるよう、前向きに取り組んでもよいと思う。

東海主査：3年間続けてきた第4次モデルの最終年であり、制度的に大きな変更がある訳ではない。今回の改正案についても異論はないと思う。他方、今後、平成23年度以降の制度の在り方とそのスムーズな移行について対処していかなければならない。今回の考え方に書くという訳ではないが、意見1にもあるように、PSTN以外の新たなサービスの展開が急激に進む中、ペンディングになっている問題もあるので、これらの制度的な整理のための議論が今年進んでいくものと認識している。

事務局：然り。今回のLRICの省令改正を受けて、今後、平成22年度接続料改定の認可の諮問が行われるが、その先の平成23年度以降の接続料算定の在り方については、現在長期増分費用モデル研究会にて検討しているLRICの5次モデルの採用の可否を含め、情報通信審議会に政策諮問を行う予定である。

東海主査：考え方（案）の修文があったが、表現上の修正であるため、各委員への確認は必要ないものと思われる。以上をふまえ、今回の考え方の整理はご了承いただけたと考えることから、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの報告書（案）を1月19日の電気通信事業部会に報告することにしたい。（異論なし）

以上